

平成三十年秋田県議会第一回定例会会議録

第十三号

議事日程第十三号

平成三十年七月十三日（金曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 第一、議案第一四〇号 | 秋田県監査委員の選任について | 第一七、議案第一四八号 | 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案 |
| 第二、議案第一四一号 | 秋田県教育委員会の委員の任命について | 第一八、議案第一五四号 | 交通事故に係る和解について |
| 第三、議案第一四二号 | 秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について | 第一九、議案第一五五号 | 交通事故に係る和解について |
| 第四、議案第一六六号 | 秋田県副知事の選任について | 第二〇、議案第一五六号 | 交通事故に係る和解について |
| 第五、議案第一三七号 | 平成三十年度秋田県一般会計補正予算（第二号） | 第二一、議案第一五七号 | 平成三十年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について |
| 第六、議案第一三八号 | 平成三十年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算（第一号） | 第二二、議案第一五八号 | 平成三十年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について |
| 第七、議案第一三九号 | 平成三十年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第一号） | 第二三、議案第一五九号 | 工事請負契約の締結について |
| 第八、議案第一四三号 | 地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案 | 第二四、議案第一六〇号 | 財産の取得について |
| 第九、議案第一四四号 | 秋田県県税条例等の一部を改正する条例案 | 第二五、議案第一四九号 | 秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第一〇、議案第一四五号 | 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案 | 第二六、議案第一六一号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一一、議案第一五〇号 | 交通事故に係る和解について | 第二七、議案第一六二号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一二、議案第一五一号 | 物損事故に係る和解について | 第二八、議案第一六三号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一三、議案第一四六号 | 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | 第二九、議案第一六四号 | 交通事故に係る和解について |
| | | 第三〇、議案第一六五号 | 物損事故に係る和解について |
| | | 第三一、地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会付託事項調査の件 | |
| | | 第三二、請願審査の件 | |
| | | 請願第四七号 | 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について |

- 請願第四八号 秋田市新屋への「イージス・アショア」の配備計画に関する意見書の提出について
- 請願第四六号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書に提出について
- 請願第四九号 地域別最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第三三、意見書案第四号 秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画に関する丁寧な説明を求める意見書
- 第三四、意見書案第七号 地域住民及び地元自治体の「理解と協力」がないうまにイージス・アショアを配備しないことを求める意見書
- 第三五、意見書案第五号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書
- 第三六、意見書案第六号 最低賃金の引上げ及び中小企業支援の充実・強化を求める意見書
- 第三七、議員派遣の件
- 第三八、委員会審査、調査継続の件（請願審査（請願第二一号、請願第二二号、請願第七号、請願第一一号、請願第二二二号、請願第二四号、請願第二五号））
- （常任委員会、議会運営委員会の所管事項調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員

四十一名

地方自治法第二百一十一条による出席者

一	番	薄井	司	二	番	加賀屋	千鶴子
三	番	吉方	清彦	四	番	石川	徹
五	番	佐々木	雄太	六	番	杉本	俊比古
七	番	鈴木	健太	八	番	佐藤	信喜
九	番	加藤	麻里	十	番	佐藤	正一郎
十一	番	三浦	茂人	十二	番	小原	正晃
十三	番	沼谷	純	十四	番	今川	雄策
十五	番	鈴木	雄大	十六	番	高橋	武浩
十七	番	平山	晴彦	十八	番	石川	ひとみ
十九	番	東海林	洋	二十	番	渡部	英治
二十一	番	菅原	博文	二十二	番	佐藤	雄孝
二十三	番	北林	丈正	二十四	番	竹下	博英
二十五	番	原	幸子	二十七	番	田口	博聡
二十八	番	石田	寛	二十九	番	三浦	英一
三十	番	土谷	勝悦	三十一	番	工藤	嘉範
三十二	番	近藤	健一郎	三十三	番	加藤	鉦一
三十四	番	佐藤	賢一郎	三十五	番	小松	隆明
三十七	番	柴田	正敏	三十八	番	大関	隆衛
三十九	番	川口	一	四十	番	小田	美恵子
四十一	番	鶴田	有司	四十二	番	鈴木	洋一
四十三	番	北林	康司				

知事 佐竹 敬久

副知事 堀井 啓一

副知事 中島 英史

観光文化スポーツ部理事 前川 浩

総務部長 名越 一郎

総務部危機管理監(兼) 出口 廣晴

企画振興部長 妹尾 明

あきた未来創造部長 湯元 巖

観光文化スポーツ部長 佐々木 司

健康福祉部長 保坂 学

生活環境部長 高橋 修

農林水産部長 齋藤 了

産業労働部長 水澤 聡

建設部長 小川 智弘

会計管理者(兼) 出納局長 鎌田 雅人

総務部次長 神部 秀行

財政課長 猿田 和三

教育委員会教育長 米田 進

警察本部長 森末 治

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、七月十三日、知事から次の議案が提出された。

(1) 議案第一六六号 秋田県副知事の選任について

一、七月十二日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一三七号 (2) 同 第一三八号

(3) 同 第一三九号

一、七月十二日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一四三号 (2) 同 第一四四号

(3) 同 第一四五号 (4) 同 第一五〇号

(5) 同 第一五一号

一、七月十二日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一四六号 (2) 同 第一五二号

一、七月十二日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一四七号 (2) 同 第一五三号

一、七月十二日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一四八号 (2) 同 第一五四号

(3) 同 第一五五号 (4) 同 第一五六号

(5) 同 第一五七号 (6) 同 第一五八号

(7) 同 第一五九号 (8) 同 第一六〇号

一、七月十二日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出

●議長(鶴田有司議員)

これより本日の会議を開きます。

された。

(1) 議案第一四九号

(2) 同 第一六一号

(3) 同 第一六二号

(4) 同 第一六三号

(5) 同 第一六四号

(6) 同 第一六五号

一、七月十二日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

産業観光委員長

一、七月十二日、次の委員長から請願審査継続申出書が提出された。

福祉環境委員長

教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、七月十二日、次の委員長から所管事項の調査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

農林水産委員長

産業観光委員長

建設委員長

教育公安委員長

一、七月十三日、次の事項について議会運営委員長から調査継続申出書が提出された。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

一、七月十三日、総務企画委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第四号 秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画に関する丁寧な説明を求める意見書

一、七月十三日、福祉環境委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第五号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

一、七月十三日、産業観光委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第六号 最低賃金の引上げ及び中小企業支援の充実・強化を求める意見書

一、七月十三日、沼谷純議員から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第七号 地域住民及び地元自治体の「理解と協力」がないままにイージス・アショアを配備しないことを求める意見書

一、七月十三日、地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員長から調査報告書が提出された。

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、七月五日、監査委員から平成三十年五月九日付け住民監査請求に係る監査結果について通知があり、同日、各議員に配付した。

一、六月二十九日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

【平成三十年第一回定例会（六月議会）請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

地域社会の維持・活性化に関する調査報告書 登載省略

議員派遣一覧

一 県の事務・予算に関する要請活動（平成三十年度重点事業要望）

(1) 派遣の目的 関係行政庁等に対して議長名の要望書を提出し、県の事務・予算に関する要請活動を行うため

(2) 派遣期間 平成三十年八月七日（火）～八日（水）

(3) 派遣地 宮城県、東京都

(4) 派遣議員 原幸子議員、佐藤正一郎議員、工藤嘉範議員、

佐藤信喜議員、佐々木雄太議員、石田寛議員、

平山晴彦議員（以上、建設委員）

二 第三百三十五回北海道・東北六県議会議長会議

(1) 派遣の目的 第三百三十五回北海道・東北六県議会議長会議に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年八月三十日（木）

(3) 派遣地 山形県

(4) 派遣議員 竹下博英議員（副議長）

三 平成三十年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会

(1) 派遣の目的 平成三十年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会に参加のため

(2) 派遣期間 平成三十年八月三十一日（金）

(3) 派遣地 山形県

(4) 派遣議員 鈴木洋一議員、大関衛議員、加藤鉦一議員、

工藤嘉範議員、北林丈正議員、鈴木雄大議員、

佐藤信喜議員、鈴木健太議員、杉本俊比古議員、

佐々木雄太議員、土谷勝悦議員、佐藤正一郎議員、

加藤麻里議員、加賀屋千鶴子議員、石川徹議員

四 第十六回秋田県障害者スポーツ大会陸上競技開始式

(1) 派遣の目的 第十六回秋田県障害者スポーツ大会陸上競技開始式に出席のため

(2) 派遣期間 平成三十年九月一日（土）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 三浦茂人議員（福祉環境委員長）

●議長（鶴田有司議員） お諮りします。日程第一から日程第四までの議案四件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第四百四十号秋田県監査委員の選任について、日程第二、議案第四百四十一号秋田県教育委員会の委員の任命について、日程第三、議案第四百四十二号秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について、日程第四、議案第四百六十六号秋田県副知事の選任について、以上四件を一括議題といたします。

議案第四百四十号は、秋田県監査委員として高橋洋樹氏を選任するため、議案第四百四十一号は、秋田県教育委員会の委員として吉村昌之氏を任命するため、議案第四百四十二号は、秋田県収用委員会の委員として湊屋隆夫氏及び武田哲也氏を、予備委員として金田早苗氏を任命するため、議案第四百六十六号は、秋田県副知事として川原誠氏を選任するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、上程議案四件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。まず、議案第四百四十号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第四百四十号は同意されました。

次に、議案第四百十一号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第四百十一号は同意されました。

次に、議案第四百十二号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第四百十二号は同意されました。

次に、議案第四百十六号について起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第四百十六号は同意されました。

次に、日程第五、議案第三百三十七号から日程第三十、議案第四百十五号までの議案二十六件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長川口一議員）登壇】

●予算特別委員長（川口一議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第三百三十七号平成三十年秋田県一般会計補正予算（第二号）、議案第三百三十八号平成三十年秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第三百三十九号平成三十年秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、以上三件であります。

今回の一般会計補正予算は、百六十四億一千七百三十九万円の増額で

あり、これにより予算総額は、五千九百七十億八百三十九万円となります。

次に、秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計の補正予算は、四百五十四万円の増額であり、これにより予算総額は、八千七百十四万円となります。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算は、二十一万円の増額であり、これにより予算総額は、九百四十億六千三十五万円となります。

今回の補正予算は、大雨による災害復旧対策事業のほか、第三期ふるさと秋田元気創造プラン加速化パッケージ関連事業、公共事業等について計上されております。

審査に当たっては、まず、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「PFI導入可能性調査事業」、「学生と保護者に向けた県内就職情報発信強化事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「患者のための薬局ビジョン推進事業」、「介護人材確保対策事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「中山間営農型太陽光発電モデル実証事業」、「大規模肉用牛団地整備事業」、「農地災害復旧事業」、「林地荒廃防止施設災害復旧事業」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「重点市場におけるFIT誘客プロモーション事業」、「デジタルイノベーション戦略普及啓発事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「設計積算及び電算化調査費」、「県単港湾整備事業に係る債務負担行為の設定」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「将来設計支援事業」、「障害者の生涯学習支援モデル事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査についてですが、はじめに「洪水等に対する防災対策」についてであります。

今回の西日本の豪雨災害で被害の大きかった倉敷市の真備地区では、ハザードマップの浸水想定において五メートル以上となる地域もあった。秋田県内でも、東日本大震災以降、各自治体において、津波のハザードマップを作成しているが、洪水に関する住民への周知はどのようになっているのか。また、豪雨の際の、農業用ため池や河川の堤防に係る対策はどうかとただしたのに対し、各市町村において、浸水が想定されている区域などを住民に伝える洪水ハザードマップの作成が進められているほか、河川の水位に応じて水防団を待機させるなどの警戒体制の基準も設けている。県としても、市町村に対して、ハザードマップの見直しとともに、住民への周知が一層図られるよう働きかけてまいりたい。また、農業用ため池については、決壊した場合に人家や学校、病院等に影響を及ぼすおそれのあるため池を、「防災重点ため池」に指定し、この全てについて、被害が想定されている範囲や避難経路等を盛り込んだハザードマップを作成しており、市町村と連携しながら周知に努めているところである。河川の堤防等の整備については、現在、県管理河川の整備率が四六%と低位であることから、引き続きその整備を進めるとともに、ハード対策で対応し切れない部分については、ソフト面での対策でカバーする必要があると認識しているとの答弁がありました。

次に、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン加速化パッケージ」についてであります。

この四月から「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」がスタートしたが、策定からまだ間もない中、加速化パッケージを策定した理由は何かとただしたのに対し、三月末に示された国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計の結果が、前回の推計より下振れしたことを受け、第三期プランの方向性は維持しながら、新たな人口減少対策を講じるとともに、地域経済維持の取り組みを加速するため、パッケージとして取

りまとめたものであるとの答弁がありました。

これに対し、人口減少対策に特効薬はなく、これまで県が行ってきた産業の育成や結婚支援センターなどの施策を地道に進めていくことが重要である。パッケージには様々な取り組みが数多く載っており、進むべき方向性がわかりにくい印象があるが、どのように認識しているかとしたのに対し、総人口や生産年齢人口の一定の減少を見込んだ上で、県民の生活水準を確保していくためには、生産力を維持していく必要がある。このパッケージは、これまでの取り組みに加え、人口減少下においても経済力を維持するための生産性向上に向けた取り組みをもう一押しすることに主眼を置いているとの答弁がありました。

これに対し、さらに、生産力の維持も重要であるが、子供を増やす、あるいは若者の県外流出を防ぎつつ、さらには若者を県内に呼び込むといった直接的な人口減少対策に、しっかりと取り組んでいくべきではないかと考えるがどうかとただしたのに対し、県として、全県的に少子化対策に取り組んでいるが、市町村によって取り組みに違いが見られるほか、地域の風土や歴史的な背景により婚姻率や出生率に幅があることから、現在、こうした点について深く掘り下げた分析を行うための準備を進めており、これまでにない新たな発想で少子化対策を進めていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、「イージス・アショアの配備」についてであります。

イージス・アショアの安全性や周辺住民に与える影響については、知事や県議会、住民が、国に対して丁寧かつ十分な説明を求めている。現在、公告中の土質調査や測量調査、施設の配置計画等の基本構想等策定業務の結果により、住民に安全であると説明できるものになるのか。調査の結果、国が安全だとした報告内容については、県や秋田市、あるいは第三者がその手法や適正さについて検証すべきと考えるがどうかとただしたのに対し、住民に対しては、調査結果に基づいてきちんと説明されるものと考えているが、調査内容や結果の適正さの検証については、

一義的には防衛省が行う必要があると考えている。また、調査結果については、議会、県民、マスコミなどに対して公表し、説明するよう国に要望しており、多くの方の目に触れるようにして、一定の監視体制がとられることが必要だと考えている。さらに、小野寺防衛大臣に提出した質問状には、電波環境の変化に関するモニタリングや第三者機関によるチェックの必要性を盛り込んでおり、そういったことも含めて担保したいと考えているとの答弁がありました。

また、新屋演習場は細長い土地であり、住宅や学校のほか国道や県道も隣接していて、ここにイーグリス・アショアを配備するには無理があると思う。住民は、電波による健康への影響やテロ攻撃の懸念など、同演習場への配備に不安を感じている。県民の生命と財産を守らなければならぬ知事としては、国に対してはつきりと反対の意思を表明すべきではないかとただしたのに対し、これまでの防衛省の説明や対応は納得できるものではなく、新屋演習場についても、十分な緩衝地帯が設けられるか、周辺に多数設置されている風力発電施設の影響がどうかなのかなど、多くの疑問を持つところではあるが、知事として反対であることを表明した場合、それ以降、国との交渉能力を失う可能性があるほか、国が配備を強行するおそれもある。非常に難しい面があるが、たとえ政府の圧力があつたとしても、議会や県民の声を踏まえ、自分の良心に従い、言うべきことは言うことで、知事としての責務を果たしていくとの答弁がありました。

次に、「警察署の統廃合」についてであります。

人口の減少が進む本県では、今後、学校や行政施設の統廃合が進むことになると思うが、地域の治安を維持し、住民が不安なく暮らしていくためには、警察署を含む県警察の果たす役割が重要であると考えてるがどうかとただしたのに対し、県警察としては、人口減少が県内の治安情勢に与える影響を踏まえつつ、県民の安全・安心を確保するための最も効果的な県警察の組織体制のあり方について検討を進めてまいりたいとの

答弁がありました。

これに対し、先般、にかほ警察署の由利本荘警察署への統合案が示されたところであるが、にかほ市民に対して、統合後の体制などについて合理的な説明をしていく必要があると思うがどうかとただしたのに対し、県警としては、にかほ警察署を由利本荘警察署と統合することにより、機能強化や警察力の効果的な運用を図ることが可能になると考えている。地元住民に対しては、警察署の統合後、どのように治安維持を図っていくかについて、具体的かつ合理的に説明し、住民の理解が得られるよう努力してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「県・市連携文化施設について」、「医療と介護予防について」、「下水汚泥のコンポスト化について」、「守りたい秋田の里地里山五十について」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第三百三十七号及び議案第三百三十九号については、賛成多数をもって、議案第三百三十八号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【二十三番（総務企画委員長北林丈正議員）登壇】

●総務企画委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第四百四十三号、議案第四百四十四号、議案第四百四十五号、議案第四百五十号及び議案第五百一十一号、以上五件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第四百四十三号は、地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人以外の地方独立行政法人の中期計画の認可等に関し知事に意見を述べたことを秋田県地方独立行政法人評価委員会の所掌事務としようとするものであります。

議案第四百四十四号は、地方税法の一部改正に伴い、個人県民税の基礎

控除等の見直し及び県たばこ税の税率の引き上げ等を行おうとするものであります。

議案第四百十五号は、地域再生法の一部を改正する法律の施行により、本社機能が集積する地域から当該機能を地方活力向上地域に移転した者について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の措置を講じようとするものであります。

議案第五百十号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第五百十一号は、物損事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

総務部関係の議案第四百十五号地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

雇用増を要件としているが、現在の情勢から見て、増員してまで本社機能を移転する企業は少ないと思われることから、国に要件緩和の要望を行うか、県独自の制度を考える必要があるのではないかとただしたのに対し、本県では既に独自の補助制度を実施しており、本社機能の移転に関しては一定の実績がある。政策的手段として減税制度がいいのか、補助制度がいいのか検討しながら、今後とも本県の活力向上に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第四百十三号外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「国際教養大学における県内出身入学者の確保対策について」であります。

公立大学として県内出身者を増やす取り組みは重要だが、特色ある大

学の質を落とさずに県内出身者を増やすことが重要であると考えるかどうかとただしたのに対し、今回の見直しは、多くの県内出身者が受験する環境を整えると同時に、全国からも同様に学生を集める入試制度にするものである。具体的には、優秀な生徒が受験し、定員の半数程度を県内出身者とする「学校推薦型選抜」や、県内高校生を対象とした「グローバルセミナー入試」などの定員を増やすことにより、県内出身者の確保につなげてまいりたいと考えている。県内出身者の確保対策は、地域のグローバル化を担う人材を育成するため、大学自らが中期計画で定めたものであり、まずは目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】

●福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました、議案第四百十六号及び議案第五百十二号について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第四百十六号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第五百十二号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第四百十六号及び議案第五百十二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」中間報告について」であります。

本県における受動喫煙防止に関する条例の制定を巡っては、昨年度に知事から前向きな発言があったところであり、国内情勢に目を向けても、東京都においては、国の動きに先駆けて受動喫煙防止条例が制定され、国会においても、健康増進法の今会期中の改正に向けた議論が進められているところである。こうした情勢を踏まえて、県当局としては条例の制定について現段階でどのように考えているか。また、条例の制定を検討するに当たっては、本県の特徴を踏まえた上で、この条例により何を打ち出していくかという視点が重要と考えるがどうかとただしたのに対し、今般、昨年度の検討委員会において委員及び県民から聴取した意見をもとに今後の取り組みの方向性を取りまとめたとあり、国会における健康増進法の一部改正の動向を踏まえ、条例の制定も視野におきつつ受動喫煙防止の取組を進めることとしている。今後、県民の健康を守る上で、健康増進法の定めが十分か、秋田県独自の要素を加味する必要があるかといった部分についても、県民の意見も聞きながら検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、検討委員会でも述べられているとおり、たばこによる健康被害を防止する上では、たばこをやめたい人に対する禁煙支援が重要だが、例えば、禁煙外来の受診費用に対する補助といった支援の方法は考えられないかとただしたのに対し、「企業の財産は人である」という健康経営の観点から、福利厚生の一環として企業が主体となっていくことも考えられるので、保険者や企業と意見交換を行ってまいりたい。なお、県における禁煙支援の取り組みとして、今年度、たばこをやめたい人を対象とした禁煙セミナーを開催する予定であることから、そういった機会を通じ、禁煙支援に係るニーズの把握にも努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「第三次秋田県豪雪地帯対策基本計画（素案）」の概要についてであります。

高齢化と人口減少が進む中で、今後の除排雪をいかに行っていくかが

課題となっている。単に流雪溝等の施設を維持していただくだけでなく、市街地や中山間地といった地域ごとの事情に合わせた除排雪の手法の研究についても、計画に盛り込んで実施していくべきと考えるがどうかとただしたのに対し、除排雪の担い手となる団体の立ち上げ支援は、これまで、主として過疎化の深刻な郡部において力を入れてきた経緯があるが、他方、市街地においても、高齢化が進行するに伴い、置き雪への対応が困難になるなど、地域特有の課題が顕在化してきている。こうした状況を踏まえ、各地域振興局単位で、市町村や警察・消防等の関係者を交えた意見交換会を開催し、地域に密着した除排雪の課題解決の手法について、議論を深めているところであると答弁がありました。

また、新しい取り組みとして、大学生等の新たな除排雪の担い手の確保を掲げているが、どのように実施していくのか。他県における実施例があるのかとただしたのに対し、青森県の弘前市などでは、社会福祉協議会を通じて、災害ボランティア登録をしている大学生等に除排雪への参画を促すための声かけ等を実施している。本県においても、除排雪団体をはじめ、それを支援するNPO法人や市町村を通じて大学生に働きかけ、雪国が背負うハンデを克服するための方策についての意見交換を行うなど、今後の取り組みにつながるモデル事業を展開してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【三十五番（農林水産委員長小松隆明議員）登壇】

●農林水産委員長（小松隆明議員） ただいま議題となりました、議案第百四十七号及び議案第百五十三号について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百四十七号は、土地改良法施行令の一部改正により、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第百五十三号は、県営土地改良事業における事業費の増に伴い、

関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第四百十七号及び議案第五百十三号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「第三期ふるさと秋田農林水産ビジョン」についてであります。

この三月に「第三期ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定し、地域振興局等でその内容の周知に取り組んでいることは承知しているが、生産者には十分に理解されていないと感じている。課題を克服し、意欲を持って営農を実践してもらうためには、県がどのような農業を目指して施策を展開しているのか理解してもらうことが大切であり、わかりやすい資料を作成するなど周知方法を工夫するべきではないかとただしたのに対し、この三月に策定した「第三期ふるさと秋田農林水産ビジョン」では、本県が目指す農業の姿を示すとともに、その実現に向け、「複合型生産構造への転換に向けた取り組みのパワーアップ」、「多様な担い手・労働力の確保」、「先端技術の活用による次世代型農林水産業の確立」の三つの視点から重点プロジェクトを設定し、農家や地域の意欲ある取り組みをサポートしていくこととしている。また、他産業並みの農業所得が得られるよう、大規模な土地利用型や施設集約型、加工等による付加価値型など、営農タイプごとに作目や面積、収益性などについてモデルを示しているところである。こうした営農モデルを参考に、農家自らが目指す方向を判断し、経営発展に結びつけていくことが肝要であると考えており、より理解しやすい資料を作成するなど、工夫しながら現場に周知してまいりたいとの答弁がありました。

次に、平成二十九年度の主要園芸品目の生産・販売実績についてであります。

枝豆の生産や販売に力を入れているが、単価が安く単位面積当たりの所得は決して多くないとの話を聞く。収穫期間を長くして販売額を増や

す取り組みに加え、本県でも食味のよい枝豆ブランドを開発するなど、少しでも高価格での販売につなげ、農家の所得を増やしていくことが必要であると思うがどうかとただしたのに対し、本県産の枝豆について、市場からは、消費者にとって値ごろ感があり、一定期間、安定した供給が求められていることから、県としては、JAグループと連携しながら、初夏から秋までの長期にわたって量販店の棚を確保し、消費者から認知される産地を目指しているところである。具体的には、単価の高い初夏に収穫できる栽培体系の普及に加え、品質を維持するため、産地から消費地まで一貫して低温流通させるコールドチェーンを推進しているほか、「あきたほのか」や「あきた香り五葉」など、市場で食味評価の高い県オリジナル品種の生産拡大などに取り組んでいる。併せて、肥培管理の徹底を図り、各産地間の品質のばらつきをなくすことなどにより、県産枝豆全体の市場評価を高め、生産者がより多くの所得を得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

また、リンゴの「秋田紅あかり」について、販売額が五千万円を超え過去最高となっていることだが、今後、知名度の向上やブランド化に向けて、どのように取り組むのかとただしたのに対し、「秋田紅あかり」は、県内農家に定着し、現在の生産量は約百四十八トンであるが、今後、成木化に伴い、三百トン程度まで増加していくものと見込んでいる。県内での需要量は百トン程度で、既に充足していることから、今後は首都圏等への販売を拡大していくこととしているが、市場で一定の評価を得るためには、最低三百トン以上の流通量が必要となる。一方、県内の作付面積は横ばいの状況にあり、大幅な拡大は期待できないことから、信頼できる他県の産地と手を結び、流通量を確保したいと考えており、今後、協力産地に種苗を提供して生産拡大を図り、首都圏におけるブランド確立につなげてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】

●建設委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました、議案第四百零八号、議案第四百十四号、議案第四百十五号、議案第四百十六号、議案第四百十七号、議案第四百十八号、議案第四百十九号及び議案第四百十六号、議案第四百十七号、議案第四百十八号、議案第四百十九号及び議案第四百十六号、以上八件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第四百十八号は、秋田市における住居表示の実施に伴い、県営南ヶ丘住宅の位置に関する規定を改めようとするものであります。

議案第四百十四号から議案第四百十六号までの三件は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第四百十七号及び議案第四百十八号は、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

議案第四百十九号は、能代港外港地区における能代港第二灰捨護岸建設工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第四百六十号は、除雪体制の整備を図るため、空港用高速ロータリー除雪車一台を買い入れしようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第四百十九号工事請負契約の締結についてであります。

今回施工する能代港第二灰捨護岸建設工事に係る契約金額は、現在使用されている第一灰捨場の建設費と比べ非常に高額になっているとのことだが、この理由は何かとただしたのに対し、現在使用している第一灰捨場については、平成四年から五年にかけて、一層の遮水シートを施工したものであるが、その後、平成十年の基準省令改正により、廃棄物の最終処分場については、二重の遮水シートに十分な厚さと強度を有する保護マットを設けることとなったため、当該工事においては、その仕様

を満たす五層一体型二重シートを採用した。そのため、今回の第二灰捨場については、第一灰捨場建設当時と比べ工事費が上昇したものであるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第四百十八号外七件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「平成二十九年秋田市中心市街地交通機能検討調査結果の概要について」であります。

秋田駅西口周辺の一方通行解除の可能性を検討する基礎資料として、交通量推計などの調査結果が公表されたが、得られたデータ等については、秋田商工会議所、交通事業者、警察本部などの関係団体と情報共有を行う必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、平成二十八年度に「中心市街地の交通のあり方に係る研究会」を立ち上げているが、その構成員として警察本部が含まれているほか、今年度は、バスを運行する交通事業者や秋田商工会議所も含めた意見交換の場を設ける予定である。今後の検討に当たっては、そのような関係団体との情報共有をさらに密にするとともに、従来の考えにとらわれることなく、様々な議論をしていくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】

●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました、議案第四百十九号、議案第四百六十一号、議案第四百六十二号、議案第四百六十三号、議案第四百六十四号及び議案第四百六十五号、以上六件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第四百十九号は、秋田市における住居表示の実施に伴い、秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校及び

秋田県立秋田きらり支援学校の位置に関する規定を改めようとするものであります。

議案第百六十一号から議案第百六十五号までの五件は、公用車の交通事故及び物損事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第百四十九号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について、申し上げます。

はじめに、警察本部における「警察と児童相談所の連携」についてであります。

先日、東京都目黒区で保護者による児童虐待死という痛ましい事件があったが、秋田県でもこのようなことが起きないよう、警察と児童相談所は連携を図り、情報を共有して対処することが重要と考えるがどうかとただしたのに対し、県警察では平成二十八年度から、県内三カ所の児童相談所に警部一名、警部補二名を派出させて児童保護業務の円滑化を図っているところである。また、平成三十年三月には、知事部局の健康福祉部と「児童虐待事案における児童相談所と警察との情報共有に関する協定」を締結することにより、さらなる連携の強化を図っている。そのほか、市町村、児童相談所、警察による「要保護児童対策地域協議会」を活用するなどして、今後も情報の共有に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会における「旧県立美術館の利活用」についてであります。

本年五月二十三日に、秋田市から、旧県立美術館を文化・芸術・歴史をテーマとする「仮称秋田市文化創造交流館」として活用すると正式な回答があったとのことだが、昨年九月に秋田市から提出された要望書にある、「再稼働に必要な一部改修についての特段の配慮」とは具体的に

どのような内容と捉えているのか。また、土地・建物の無償譲渡を前提とした要望に関しては、どのような検討を行ってきたのかとただしたのに対し、「再稼働に必要な一部改修についての特段の配慮」に関する具体的な内容については、今後秋田市が行う改修工事設計業務の結果を踏まえ、秋田市との協議を行っていくこととなる。また、土地・建物の無償譲渡については、「財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例」に、地方公共団体が当該施設を公共事業の用に供する場合、譲与できる規定があることから、それに基づき秋田市と協議を行っているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、議案第百三十七号、議案第百三十九号、議案第百四十四号及び議案第百四十六号、以上四件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案四件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百三十七号、議案第百三十九号、議案第百四十四号及び議案第百四十六号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案二十二件について一括し、採決いたします。以上の議案二十二件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百三十八号、

議案第四百十三号、議案第四百十五号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第四百十七号、議案第五百十三号、議案第四百十八号、議案第五百十四号、議案第五百十五号、議案第五百十六号、議案第五百十七号、議案第五百十八号、議案第五百十九号、議案第五百二十号、議案第五百二十三号、議案第五百二十四号及び議案第五百六十五号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会付託事項調査の件を議題といたします。

地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員長の報告を求めます。

【三十三番（地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員長加藤一議員）登壇】

●地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員長（加藤一議員） 地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会の付託事件について、調査の結果を報告申し上げます。

本県の人口は、昭和三十一年の百三十五万人をピークに減少傾向に転じ、その傾向に歯止めがかからず、ついに昨年四月に、昭和五年以来、八十七年ぶりに百万人を割り込みました。県内では既に、地域コミュニティの存続が困難となったり、地域から商業・交通・医療等にかかわる事業者が撤退するなど、県民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが危ぶまれる深刻な事態に陥りつつあり、各地域の実態に合わせた実効性のある対策を早急に打ち出していくことが求められております。

このような状況を踏まえ、本特別委員会は、県当局に対し政策提言を行うため、昨年九月十三日に委員十一名をもって設置されました。人口減少の進行に対応した地域社会の維持・活性化のためには、非常に広範で多岐にわたる施策が求められますが、本特別委員会では、その中でも、県民生活に身近で、特に重要と考えられる分野について調査を行う方針といたしました。

調査期間の前半は、「地域社会における人材育成等」、「地域住民の移動手段の確保」の二分野を対象を絞って県内の先進事例の調査等を進め、昨年十二月議会において中間報告を行いました。その後、「地域の医療、介護体制の確立」を調査分野に加え、県外の先進事例の調査や、関係団体及び外部有識者との意見交換を実施するとともに、最終報告に向けて議論を深め、このたび、前述した三つの分野と「県と市町村等の連携、協働等」について、県当局に対する提言を取りまとめるに至りました。県当局には、本特別委員会の提言について、市町村と連携、協働し、各地域の実態や課題に応じて積極的に取り組んでいくことを強く要望いたします。

それでは、提言の内容につきまして、四つの分野ごとに申し上げます。一つ目は、「地域社会における人材育成等」についてであります。

若者の流出等による人口減少や少子高齢化等の進行に伴い、地域コミュニティにおいては、人材の不足や地域活動への参加意識の低下等が生じるなど、地域の抱える課題への対応が難しくなっております。人口減少社会では、地域の特性を踏まえた住民の主体的な活動が必要であり、そのための人材育成や多様な世代の活動参加などが重要となります。

そこで、地域課題の解決に向けた、共助や支え合いの活動を牽引、先導するリーダーやその後継者の育成について重点的に支援すること。

子供たちの地域の行事や様々な活動への参加拡大について、さらに取り組んでいくこと。

若者による地域の元気創出等の活動への支援をさらに充実させるほか、地域外に出た若者も含め、地域の行事等に参加しやすいよう、創意工夫を図ること。

女性の地域活動への参加を促進し、その能力を地域の活性化につなげること。

企業等で働く現役世代、特に四十代、五十代が地域の行事等に参加し

やすいよう、企業等に対して働きかけ、理解と協力を求めていくこと。

地域の元気なシニア世代が今後も生き生きと活躍し、その知恵や経験等を次世代に受け継げるよう、若者や子供たちとの活動や交流の機会を拡大すること。

県内で地域課題の解決や元氣創出に取り組んでいる様々な人材や組織等が交流、意見交換を行う機会を拡大し、地域間の交流や連携を更に推進すること。

共助組織やNPO法人が自主財源を確保するために必要なノウハウや情報等を提供すること。また、組織の設立時などの財政的な支援について検討すること。

地域で除排雪や雪おろしを行う共助組織の構築を支援すること。

このほか、除雪車等のオペレーターや雪おろし作業員の育成などについて検討すること。

以上の事項を提言いたします。

二つ目は、「地域住民の移動手段の確保」についてであります。

人口減少や少子化の進行により、通勤・通学等の利用者が減少し、不採算バス路線の廃止等が進むことが予想されるほか、県内の六十五歳以上の運転免許の自主返納者が増加傾向にあるなど、高齢者等が通院や買い物等のために移動することが難しくなっております。持続可能な地域社会のためには、住民の移動手段の確保が不可欠であります。

そこで、市町村や住民の意見や要望を十分に把握し、国に対して規制緩和等を積極的に提案・要請するなど、先駆的に取り組んでいくこと。

地域の実情や住民の利用ニーズに対応した持続可能な移動手段が確保されるよう、市町村や関係者に対して積極的に助言や提案を行っていくこと。

市町村が有償旅客運送を計画するなどの際、関係者間の協議が難航するような場合には、積極的に仲介役となって関与し、調整すること。

市町村と関係部局が連携を図りながら、交通の空白地域等における効

率的で住民が安心して利用できる移動手段の確保について検討していくこと。

以上の事項を提言いたします。

三つ目は、「地域の医療、介護体制の確立」についてであります。

医療及び介護は、人口減少下にあっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために最も重要な要素の一つであります。今後さらに医療及び介護に対する需要が増大していく中、できるだけ身近で医療及び介護が提供されるよう、従事者を確保、育成するとともに、多職種連携による地域包括ケアシステムを構築していくことが求められております。

そこで、地域包括ケアシステムの全市町村での構築に向け、在宅医療等を行う医療機関、訪問看護ステーション、在宅生活を支える介護事業所等の拡大を促進するとともに、医師とケアマネジャーなど多職種連携の体制づくりを支援すること。

地域包括ケアシステムが各市町村の実情に応じた適切なものとなるように配慮して支援するほか、地域によっては、広域的な連携を推進して持続可能なシステムが構築されるよう努めること。

医師については、地域や診療科による偏在、高齢化、開業医の後継者不足、総合医のニーズの高まりなど、いまだ課題が多く、確保、育成対策を強化すること。

中山間地域等と都市部の医療機関による医師勤務の連携体制づくり、医学部大学生の「地域枠」のより有効な運用等について、関係機関等と検討していくこと。

看護師養成機関と連携した卒業生の県内就業の促進、「潜在看護師」の掘り起こしや復帰に向けた支援など、看護師の確保対策を強化すること。

団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年前後において、首都圏等に看護師が大量に流出する事態が懸念されることから、その対策を講じる

今後、介護人材不足が一層深刻化することが懸念されており、質の高い人材の安定的な確保についてさらに取り組むこと。

医療・介護従事者の離職防止や定着促進等を図るため、勤務環境の改善や働きやすい環境の整備をさらに促進、支援すること。

ナラティブブック秋田やあきたハートフルネットなどICTを導入、活用した情報共有や連携強化の取り組みについて、拡大、普及を図ること。

以上の事項を提言いたします。

四つ目は、「県と市町村等の連携、協働等」についてであります。

地域社会の維持・活性化には、市町村の果たす役割が非常に重要であります。県には、市町村の取り組みの支援、広域的な取り組みや市町村間・地域間の交流・連携の推進、先進的な取り組みの普及等の役割が求められます。地域社会の維持・活性化が成功するためには、県と市町村が協働し、市町村が多様な取り組みを実施できるよう支援し、地域住民がその取り組みの真の主役となるような機運の醸成等が必要であります。そこで、地域社会の維持・活性化に向けた住民、市町村、民間団体等の取り組みに対し、必要な支援策を講じること。また、市町村、NPO法人、地域コミュニティ等の様々な主体と連携、協働して課題解決に取り組むこと。

人口の将来予測や人口減少の影響等を県民に丁寧の説明し理解を深めてもらうとともに、住民が主役となって協議、参加できる事業の充実を図ること。

市町村間や地域間等の広域的な連携による取り組みが費用対効果や効率性に優れ、課題の解決にも大きく寄与すると考えられることから、地域社会の維持・活性化に向けた柔軟な連携の推進を支援すること。

人口減少等が著しい本県の現状を逆手に取り、本県独自の先進的な地域社会の維持・活性化策を検討していくほか、県外の県出身者との交流を積極的に推進し、その視点や思いを活性化に生かすこと。

以上の事項を提言いたします。

以上、四つの分野について、それぞれ提言を申し上げました。

県当局におかれましては、報告の趣旨を十分に踏まえ、全庁を挙げて具体的な政策の立案、展開に取り組まれることを切に希望いたします。また、本特別委員会の調査結果を踏まえ、引き続き、関係常任委員会などにおいて議論を深めていただくことを期待いたします。

最後に、本特別委員会の活動に対し、格別の御配慮を賜りました皆様にご心よりお礼を申し上げます。本特別委員会の最終報告といたします。ありがとうございます。

●議長（鶴田有司議員） 委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

以上をもちまして、地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会付託事項の調査は終了いたしました。

次に、日程第三十二、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第四十七号、請願第四十八号、請願第四十六号及び請願第四十九号、以上の請願四件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論を行います。

一番薄井司議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【一番（薄井司議員）登壇】

●一番（薄井司議員） 社会民主党会派の薄井司です。ただいま議題となりました、請願第四十七号核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論します。

昨年の七月七日に国連本部で開催されました核兵器禁止条約の交渉会

議において、国連加盟国の約三分の二に当たる百二十二カ国の賛成により、核兵器の使用や使用の威嚇、開発、生産、貯蔵などを幅広く禁止する核兵器禁止条約が採択されました。しかし、核保有国であるアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国の五カ国と、米国の核の傘に頼る我が国日本を含む約四十カ国が交渉に不参加でした。国連によると、七月現在、五十九カ国が署名し、十カ国が批准しています。

日本が参加をしない理由としては、「アメリカの核の傘のもと安全保障政策を行っていること」、「一九七〇年に発行されている核拡散防止条約に、日本を含む百九十カ国が締結しており、核兵器の削減を行ってきていること」、また、「包括的核実験禁止条約や兵器用核分裂性物質生産禁止条約が既にあり、今回の核兵器禁止条約よりも前に存在する条約に核兵器保有国が参加していない状況で、参加する意義は見出せない」としております。また、ノーベル平和賞を受賞した非政府組織「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」は、日本について、「自国の安全保障のために米国の核兵器が不可欠と主張している」と紹介しています。これまでも、日本が参加しなかったことに対し、カナダ在住の被爆者、サーロー節子さんや日本の参加を訴えてきた被爆者や日本原水爆被害者団体協議会、各種団体など、多くの人が怒りと落胆、批判と抗議の声を上げています。

今年六月に史上初の米朝首脳会談が実現しましたが、北朝鮮の非核化への道筋は明らかにならず、米口間の核軍縮も進んでいません。現状について、同条約を推進した核兵器廃絶国際キャンペーン国際運営委員の川崎哲さんは、国際法に基づいて、朝鮮半島を完全非核化し、核兵器禁止条約こそ「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」と述べています。

確かに、核保有国が参加をしない核兵器禁止条約の実効性を疑問視する意見もありますが、核兵器禁止を訴え続けていかなない限り、核の脅威はなくなりません。世界で唯一の戦争被爆国であり、七十三年を経た今

も原爆病の後遺症や、子や孫の世代につながる体内被曝に脅かされている広島や長崎の被爆者の方々の苦しみを考えれば、非人道性、残虐性を併せ持つ核兵器の禁止の立場を日本が示すことに大きな意義があるのではないでしょうか。

今回は、秋田県原爆被害者団体協議会からの請願ですが、県内二十五市町村のうち二十一議会で同様の請願が採択されていることを踏まえ、「非核宣言自治体」である秋田県議会においても採択すべきと考え、皆様の御賛同をいただけますようお願いし、討論といたします。御清聴ありがとうございます。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、請願第四十七号について起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者少数であります。よって、請願第四十七号は不採択と決定されました。

次に、請願第四十八号、請願第四十六号及び請願第四十九号、以上三件を一括し、採決いたします。各請願は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。請願第四十八号、請願第四十六号及び請願第四十九号は、採択と決定されました。

次に、日程第三十三、意見書案第四号は委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたしますが、次の日程第三十四、意見書案第七号も関連がありますので、まず、意見書案第七号の委員会付託省略についてお諮りします。本案は、委員会付託を省略し、直ちに

本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【上程意見書案は巻末に登載】

●議長（鶴田有司議員） 日程第三十三、意見書案第四号秋田市新屋へのイーリス・アショア配備計画に関する丁寧な説明を求める意見書、日程第三十四、意見書案第七号地域住民及び地元自治体の「理解と協力」がないままにイーリス・アショアを配備しないことを求める意見書、以上二件を一括議題といたします。

お諮りしますが、意見書案第四号は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

次に、意見書案第七号について、提出者の趣旨説明を求めます。

【十三番（沼谷純議員）登壇】

●十三番（沼谷純議員） 次の世代につなぐ会の沼谷です。意見書案第七号地域住民及び地元自治体の「理解と協力」がないままにイーリス・アショアを配備しないことを求める意見書について、提出に係る趣旨説明をいたします。

本日の本会議には、イーリス・アショアに関して二つの意見書が提出されており、ただいま全会一致で採択をされました請願をもとにした「イーリス・アショア配備計画に関する丁寧な説明を求める意見書」も、この後、採決の運びとなりますが、私は、この意見書案四号だけでは十分とは言えないと考えております。

これまで防衛省は、大臣をはじめ、さまざまな方が数度にわたり本県

を訪れ説明を行ってきておりますが、その説明は議員の皆様が感じになどおり、丁寧さや誠実さとはほど遠いものであり、それゆえに「丁寧な説明」を求めていく、このこと自体は何の異論もないところではありますが、一方で、「丁寧な説明」とは防衛省が当然なすべき最低条件であって、自治体としての必要十分条件ではないということをご明確に申し上げたいと思うわけであります。

このイーリス・アショアについて、先頭に立って国と向き合っておられる佐竹知事も再三にわたり述べられているとおり、今、防衛省がなすべきことは、単なる「丁寧な説明」ではなく「合理的な説明」であります。今月中には、質問状への回答や知事、県議会、住民への説明などを再び行いたいとの連絡が防衛省からあったようではありますが、であれば、なおさら今求めるべきことは、説明の自身の合理性、つまり理に叶う論理的・科学的な説明であり、「腑に落ちる」説明ということであり、まさに県議会としては、県民の生命・財産の保全に重い責任を持つ言論の府として、丁寧な説明だけにとどまらず、防衛省に対して、腑に落ちる説明、合理的な説明を求めていく立場、責任があると私は考えます。

加えて、先般の予算特別委員会総括審査において、佐竹知事が「質問状に対して納得できる回答がなければ調査の中止を求めると明言されたことも、私たちは重く受け止めるべきであると考えます。これはつまり、自治体の長として「理解・納得できない」という状況の中では、事前調査であっても配備計画を進めることは認められないという明確な意思表示であり、これは首長として本心に勇気のある英断でもあります。私たちが県議会も、佐竹知事一人に矢面に立たせ、また政治責任を背負わせるのではなく、地方自治の車の両輪として、知事と足並みをそろえ、党派を超えて秋田県としての明確な意思を表示すべき段階であると考えます。

では、何をもって「理解と協力」とするのか、そこが不明確だと疑問を感じる方もおられるかもしれませんが、住民と自治体の代表者たる地

元首長の「理解と協力が必須」であると答弁されたのは、小野寺防衛大臣でありますし、国権の最高機関たる国会の場で公式に御答弁されたものでもあります。この意見書では、理解と協力の基準や手法について何ら条件や具体的な制約を課しておらず、どのようにして理解と協力を得るのか、また、何をもちてそれを得たとするのかは、それを必須とした政府自身が考えるべき問題です。本意見書案は、政府が明言したその言葉と言葉だけに終わらせずに、確実になし遂げるよう求めるものであり、合理的な説明がなされた上での、この理解と協力こそが、イーリス・アシオアの配備における「必要十分条件」であると私は考えます。もしこうしたことを求めること自体に問題がある、あるいは丁寧な説明だけで十分ということになれば、それは防衛大臣の国会答弁自体を否定することにもなり、政府や政治に対する信頼を損なうことにもなりますので、そうならぬためにも、ぜひ意見書案第四号とあわせ、この意見書案にも御賛同いただけることを心からお願ひするものであります。

イーリス・アシオアの国内への配備や新屋演習場への配備については、賛否がわかれるところではあります。いかなるプロセス・結果においても、地域住民と地元自治体の理解と協力をもちて進めていくべきであることは異論はないものと思ひますし、少なくとも先般の地元紙のアンケートにおいて、新屋演習場へのイーリス配備に反対という意思を示された方々全員がこの意見書に御賛同いただければ、この意見書は可決され、そして国に届くことが可能となります。

重ねて御賛同いただけますことを心からお願ひいたしまして、趣旨説明を終わります。

●議長（鶴田有司議員） 提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許しま

す。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、意見書案第七号地域住民及び地元自治体の「理解と協力」がないままにイーリス・アシオアを配備しないことを求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

政府は、北朝鮮の脅威から国民の命と財産を守る唯一の手段だとしてイーリス・アシオア二基を配備する計画で、その候補地として秋田市の陸上自衛隊新屋演習場を挙げています。イーリス・アシオアは、ミサイル搭載している迎撃ミサイル機能を地上に固定配備するという、ミサイル迎撃基地です。レーダーは四方に強力な電磁波を発し、人体や環境への影響が心配される装備です。しかも、防衛省は、全ての弾道ミサイルの迎撃は困難だと分析しています。私は、これでは国民の命と財産も、そして周辺住民の健康も命も守れないと思ひます。

新屋演習場は、道路を隔てて、秋田商業高校はじめ、勝平小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設が周辺にあり、住宅が密集し、多くの住民が暮らし、学び、生活している場所の中にあります。住民の皆さんは、先人が築き上げてきた豊かな環境のもとで日々の暮らしを営んでいます。県庁、市役所にも約三キロという、県庁所在地のまさにど真ん中です。また、敷地が狭いことも現地調査で改めて実感しました。見渡す限り民家がないというハワイやルーマニアの施設と比べても、この地に配備しようとする計画する異常さは明瞭です。住民から、ここがどうして「最適候補地」かと厳しく指摘するのは当然です。私たちは、この疑問さえ納得できる回答が得られていません。他国の攻撃の標的にならないか、電磁波で健康被害は出ないのか、航空機などへの影響はないのか等々、疑問、不安について、防衛省からは具体的な説明や対策などは示されていません。調査を経なければ明らかにならない事項があるにしても、これでは、住民の疑念、怒りが大きくなるのは当然です。正式に「候補地」と

して発表されるまでの間、演習場周辺の方々から、「何も決まっていな
いと言われ、私たちは情報を待っているしかないのか」と強い不満とい
らだちをあらわにされました。具体的な情報がないまま時間が過ぎると
いうことを繰り返してはなりません。

今議会の審議において、風力発電施設への影響も懸念され、これまで
県が政策的に進めてきた風力発電について転換が求められかねないなど、
社会経済活動にも影響が及びます。

私たちは、子供や孫たちにどのような地域を残すのか、今問われてい
るのです。説明の内容は納得できたとしても、配備計画を認めることに
はなりません。知事をはじめ県民の合意なしに進めることなどあつては
なりません。仮にイージス・アショア配備について賛成だとしても、地
元住民はもとより、県民や地元自治体が合意しないまま強行しないとい
うのが、私たち議会が主張する基本的な立場ではないでしょうか。まし
てや、今、米朝首脳会議で朝鮮半島の非核化が合意され、北朝鮮情勢が
誰が見ても大きく変化してるときに、防衛省は今月の下旬から、知事、
議会、住民への説明をする旨の連絡をしております。しかし、これ
まで入札公告を事前説明が不十分のまま開始するなど、残念ながら「整
備ありき」と思える対応でした。議員の皆さん、本意見書案を採択し、
ここで議会が国に対し、これまでの態度を改めて、住民自治、自治体の
団体自治を尊重した対応を求めようではありませんか。このことを皆
さんに呼びかけて、私の討論といたします。御清聴ありがとうございます
でした。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたし
ました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、沼谷純議員から提出された意見書案第七号に
ついて起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決す
ることに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第七
号は否決されました。

次に、総務企画委員会提出の意見書案第四号について採決をいたしま
す。本意見書案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第四号は
原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、意見書案第五号及び日程第三十六、意見書案第
六号の意見書案二件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、
直ちに本会議において審議いたします。

【上程意見書案は巻末に登載】

●議長（鶴田有司議員） 日程第三十五、意見書案第五号地方消費者行政
に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書、日程第三十六、意見書
案第六号最低賃金の引上げ及び中小企業支援の充実・強化を求める意見
書、以上二件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略する
ことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、
いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第五号及
び意見書案第六号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する申し出及び依頼があります。

お諮りします。本件は、申し出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、申し出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

次に、日程第三十八、委員会審査、調査継続の件を議題といたします。まず、請願第二十一号、請願第二号、請願第七号、請願第十一号、請願第二十二号、請願第二十四号及び請願第二十五号、以上七件の審査継続について採決いたします。以上の請願七件は、関係委員長の申し出のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。請願第二十一号、請願第二号、請願第七号、請願第十一号、請願第二十二号、請願第二十四号及び請願第二十五号は、継続審査と決定されました。

次に、委員会の調査継続については、各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、六月議会の案件全部を議了いたしました。

この際、中島副知事から発言を求められておりますので、これを許します。

【副知事（中島英史君）登壇】

●副知事（中島英史君） 総括審査に加え、本会議でも貴重な時間を割いていただき、最後に御挨拶の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

まずはじめに、県民の皆様、県内企業や生産者の皆様、そして県議会の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

私が秋田県庁に勤務させていただいた三年三月強は、経済の面では緩やかながら順調に回復を続けたよい時期だったと思います。今や有効求人倍率は一・六倍にまで上昇しました。雇用に関しては、商店が量から質に切りかわっていく節目だったと思いますし、知事の指揮のもと、高付加価値な産業の集積を目指し誘致を進めてきた、航空機、自動車や医療関連企業などの誘致については、市町村と一体となった取り組みで着実な成果が出てきたというふうに思います。また、秋田が有する自然エネルギーのポテンシャルを生かした風力や地熱といった再生可能エネルギーの導入も着実に進んでおり、さらに石炭火力発電所の立地、それらに必要な基幹送電網の整備などに心を砕いてきました。

本県は、カロリーベースの食料自給率が約一九〇%、電力の自給率が約一九〇%、その中で再生可能エネルギーが占める割合が約四〇%と高く、私は、災害にも強く、本質的に豊かな県だと思っております。今後、人口減少に歯止めをかけ、持続的な街として生き残るためには、様々な努力により雇用所得を引き上げるなど、若者が住みやすい県を目指していく必要があります。私は、この数年で園芸メガ団地や畜産クラスターなどの取り組みに加え、秋田犬や日本酒など、県民が真剣に取り組んだものではすばらしい成果が出てきている状況を見ながら、秋田の将来を楽観しております。引き続き、県議の皆様をはじめ、県民が一体となつて、私が大好きな県民歌の一節にもあります「豊けき秋田」の実現に邁進していただければと思います。立場は変わりますが、私も引き続き秋田のために努力していきたいというふうに思っております。

最後に、任期中に支えていただいた知事をはじめ、県職員の同僚の方々に改めて感謝申し上げます、私の離任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。
閉会いたします。
午後二時四十分閉会